

# 重要 エムポリアム並木保育園 重要事項説明書（正・副）

保育の提供の開始にあたり、エムポリアム並木保育園（以下「当園」という。）があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	学校法人エムポリアム学園
所 在 地	郡山市堤下町5番15号
電話番号	024-932-1048
代表者氏名	理事長 金田 岩光

## 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	エムポリアム並木保育園
施設の所在地	郡山市並木1丁目20番14号
連 絡 先	電話番号 024-933-1165
	FAX 024-935-0186
	メールアドレス emporium-h@cap.ocn.ne.jp
管 理 者	園長 國井 隆介
対象児童	児童福祉法及び子ども子育て支援法の定めるところに
	より、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 19名
	満1歳以上満3歳未満の児童 33名
	満1歳未満の児童 8名
	計60名
開設年月日	平成17年4月1日
事業所番号	0720351000354

## 3 サービスの目的・運営方針

当園は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	122,465㎡
	園庭	48,302㎡
園舎	構造	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造（地下）
	延べ面積	80,938㎡

添付：平面図のとおり

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳幼児	1室	みかん組
ほふく室	1室	いちご組
保育室	3室	バナナ組（満2歳児クラス）、ぶどう・りんご組（満3歳児・4歳児合同クラス）、メロン組（5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
地域子育て支援室	1室	

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1名	1名	0名	専従
教務主任保育士	1名	1名	0名	専従
副主任保育士	1名	1名	0名	専従
保育士	13名	12名	1名	専従
保育助手	2名	0名	2名	専従
事務・用務	1名	1名	0名	専従
用務	1名	0名	1名	専従
調理員	(2名)			委託【商工給食】
保健師	1名	0名	1名	兼務（保育士）
計	20名	16名	4名	
	(2名)			

当園では「郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月20日郡山市条例第61号。以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種を配置しています。

(2)

<直接雇用・派遣の別>

直接雇用（有期）	4名
うち保育士（兼務）	1名
直接雇用（無期）	18名
うち保育士	15名
派遣労働者（委託を含む）	(2名)
うち保育士	0名
計	22名 (2名)

<各職種の勤務帯系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）
保育士	正規の勤務時間帯（7:15～19:30）の間で8時間勤務
事務・用務	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）（11:00～16:00）
調理員（委託）	正規の勤務時間帯（9:00～16:00）
看護師	正規の勤務時間帯（9:00～16:00）
保育助手	正規の勤務時間帯（13:00～18:30）

※ローテーション・勤務表により、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は次のとおりとします。

- (1) 保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、お仕事の関係で必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供致します。（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払い頂く通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの8時間の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、止むを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供致します。

（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年4月改定）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時15分頃	15時15分頃	
1歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時15分頃	
2歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時20分頃	
3歳児		11時40分頃	15時20分頃	
4歳児		11時40分頃	15時20分頃	
5歳児		11時50分頃	15時20分頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等をお持ちのお子さんは除去食で対応しております。ご希望の方は医師の診断を受け、アレルギー指示書を提出して下さい。

### (3) 行事

別表1 のとおり

### (4) 送迎

登園・降園は保護者の送迎となります

### (5) その他

## ア 延長保育

通常保育時間終了後、満1歳以上の児童を対象に保護者の勤務状況により、1時間延長した保育を提供いたします。但し、ご利用の初めに事前の申請が必要になり（その後は勤務形態の変更等適宜）、延長保育として19時まで200円、19時30分まで（300円加算で）500円のご負担を頂くようになります。尚、30分に満たない場合は30分、30分以上1時間に満たない場合は1時間として計算致します。（月末集計で翌月集金）原則として19時30分厳守となりますが、止むを得ず過ぎてしまった場合は（500円加算で）1000円の超過料金を頂くようになります。

また、保育短時間（8時間）の場合、1歳未満の児童も開園時間内（18時30分まで）であれば時間外ですが利用可能です。但し、通常保育料の他に延長保育料をご負担いただく必要があります。

## イ 土曜保育

土曜日は18時30分までとなり延長保育はありません。止むを得ず18時30分を過ぎてしまった場合は超過料金として1000円を頂くようになります。

(4)

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払い頂きます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料の他、p 7 

別表2
-----

 に掲げる費用を負担して頂きます。尚、お支払い方法についてもそちらをご覧ください。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は以下の場合には保育の提供を終了致します。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は、困難が生じたとき

## 11 嘱託医

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結し、内科健診、歯科検診を年2回行っております。

### (1) 内科

医療機関の名称	土屋病院
医院長名	土屋 繁之
所在地	郡山市字山崎76-1
電話番号	024-932-5425

### (2) 歯科

医療機関の名称	奥羽大学歯学部付属病院
医院長名	杉田 俊博
所在地	郡山市富田町字三角堂31-1
電話番号	024-932-8931

## 12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先及び医療機関等へ速やかに連絡を行います。

※医療機関名、緊急連絡先は、p 9 

別表3
-----

 を確認の上ご記入下さい。

## 13 要望・苦情に関する相談窓口

当園では要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口		<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 園長 國井隆介 主任保育士 中野恵美</li> <li>・ご利用時間 9時～18時</li> <li>・電話番号 024-933-1165</li> <li>FAX 024-935-0186</li> </ul>
		担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。
第三者委員	門馬幸恵	電話番号 024-934-0380
	阿部文子	電話番号 024-938-1556
(5)		現民生児童委員

※当園では上記の他、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※要望・苦情等に関する解決責任者は、園長の國井隆介です。

#### 1.4 虐待について

虐待に関しましては通報の義務が課せられております。その怖れがある場合は関係機関に通報する事になりますのでご了承下さい。

#### 1.5 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応致します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	・避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

#### 1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	日新火災海上保険株式会社
保険の内容	災害共済	賠償責任保険
保険金額	掛け金 375円 ※内利用者負担金 260円	掛け金は全額園負担 ※保険金額限度額2億円

※詳しくは、別途配布する「スポーツ振興保険の申し込み」をご確認ください。

その上で不明な点があれば職員へご確認ください。

#### 1.7 当園におけるその他の留意事項

禁煙	当園の敷地はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
駐車場	駐車場における損害に対し、当園は責任を負いかねますので事故や置き引きに十分気をつけて下さい。















